



平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 高 島 屋  
代表者名 取締役社長 鈴木 弘治  
(コード： 8 2 3 3 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 広報・IR室長 安田洋子  
(TEL. 0 3 - 3 2 1 1 - 4 1 1 1)

### 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 29 日開催の取締役会において発行を決議いたしました 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	810 円
(ご参考)	
発行条件決定日(2009 年 10 月 29 日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	623 円
ロ. アップ率 $\{ \{ \text{転換価額} / \text{株価(終値)} \} - 1 \} \times 100$	30.02%

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご参考) 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 社債の総額          | 200 億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額   |
| 2. 発行決議日          | 2009 年 10 月 29 日   |
| 3. 本社債の払込期日及び発行日  | 2009 年 11 月 16 日   |
| 4. 本新株予約権の行使期間    | 2009 年 11 月 30 日から 2014 年 10 月 31 日まで(行使請求受付場所現地時間)  |
| 5. 償還期限           | 2014 年 11 月 14 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。  |
| 6. 潜在株式の希薄化情報について | 今回のファイナンスを実施することにより、直近(2009 年 9 月 30 日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 7.5%になる見込みです。<br>(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。なお、当社は新株予約権付社債を発行しているため、直近の発行済株式総数は、平成 21 年 9 月 30 日現在の数字である 330,827,625 株として計算しております。 |

以 上

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。